

第2期  
さくら市子ども・子育て支援事業計画  
概要版

令和2年3月  
さくら市



## 第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画とは

さくら市として、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、子ども・子育てに関する計画的な事業の実施、施設の整備などを図るための計画です。

第1期計画の平成27年度から5年間の計画期間終了に伴い、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を策定します。

### 計画の位置づけ

この計画は以下の法的根拠に基づく計画です。

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

また、上位計画である「第2次さくら市総合計画」や、その他関連計画との整合、連携を図るとともに、母子保健に関する項目を「母子保健計画」、放課後健全育成事業に係る項目を「新・放課後子ども総合プラン」として位置づけます。

### さくら市の子ども・子育ての基本理念

さくら市は、主要幹線道路へのアクセスもよく自然環境にも恵まれた住みよい環境であることや子育て環境の充実などにより、子育て世代を中心とした人口増が続いてきました。

近年では人口の自然減の影響により総人口も減少傾向となっていますが、今後も子育て環境の充実や住みよさの向上により、「魅力的な活力あふれる持続可能」なさくら市を実現していくことが重要となっています。

そのためには、子どもの最善の利益・個々の発達を尊重することを前提とし、家族や幼児教育・保育施設、学校、地域の人々など、さくら市に住むすべての人からのやさしさにふれあい、すくすくと育つよう協力していくことが必要です。

あわせて、一番身近な存在である保護者の相談や情報提供などの支援や、人間形成の重要な時期である乳幼児期の質の高い教育・保育の体制整備なども必要となります。

以上の状況を踏まえ、第1期計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれる未来へ」を継承し、さらに、「母になるなら、父になるなら、さくら市で」を副題として、さくら市に住むすべての人が協力し合い、子どもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるさくら市を実現していくため、計画のさらなる発展を推進していきます。

子どもの笑顔があふれる未来へ  
～母になるなら、父になるなら、さくら市で～

# 計画の構成

## ●第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景、期間、法的根拠等

## ●第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

H30年度に実施した市民アンケート調査、各種統計を基に、さくら市の概況、教育・保育における現況をグラフ等にデータで記載

## ●第3章 計画の基本理念及び施策の展開

基本理念、基本目標、施策体系と教育・保育提供区域の設定

## ●第4章 基本施策の展開

基本目標達成のための、各施策の需要量の見込み、提供体制の確保方を記載  
子ども・子育て支援法に定める教育・保育施設の確保や延長保育、学童保育などの地域子ども子育て支援事業である13事業、その他関連事業について

## ●第5章 推進体制

計画の推進体制、評価等

## ●資料編

計画審議機関である「さくら市子ども・子育て会議」の条例、委員名簿  
「第2期計画庁内検討委員会」の設置規程、委員名簿  
策定経過、該当事業一覧、用語解説、子育て関連施設マップ

# 施策の体系

## 基本理念

子どもの笑顔があふれる未来へ  
く母になるなら、父になるなら、さくら市でく

## 基本目標

1  
地域における  
子育て・子育ての支援

2  
援護を必要とする  
子育て家庭への支援

3  
母子保健対策の充実

4  
職業生活と家庭生活  
との両立推進

5  
教育環境の整備

6  
子育てしやすい  
生活環境の整備

## 施策の方向

1. 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策
2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策
3. 地域における子育て支援サービスの充実
4. 児童の健全育成

1. 児童虐待防止対策
2. 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
3. ひとり親家庭等の自立支援
4. 障がい児施策の充実
5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保
2. 安心した育児と子どもの健やかな成長を支える
3. 食育の推進
4. 思春期保健対策の充実
5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し
2. 仕事と子育ての両立支援の推進

1. 次代の親の育成
2. 学校教育環境等の整備
3. 家庭や地域の教育力の向上

1. 良質な居住環境の確保
2. 安心して外出できる環境の整備
3. 子どもたちの安全の確保

## 1 地域における子育て支援の充実

教育・保育サービスや、地域の子ども・子育て支援のサービスについて必要量を確保していくとともに、交流の機会を充実し、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

## 2 援護を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障がいを持ったお子さんがいる家庭など、支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めるとともに、養育機能の低下している家庭への相談・支援体制の充実を図り、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

## 3 母子保健対策の充実

各種健康診査や訪問指導、健康相談、子育て教室等を充実するとともに、核家族・少子化による育児不安を解消するための支援を図っていきます。

## 4 職業生活と家庭生活との両立推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立支援に向けて、職場環境の整備や意識啓発など、企業への働きかけを促進していきます。

## 5 教育環境の整備

幼児期の心身の健全な発達に向けた幼児教育の質的な向上や、小中学校における学校教育の良好な教育環境の整備に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら教育に携わる体制の充実を図ります。

## 6 子育てしやすい生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出できるような環境整備や交通安全の取組などを行うとともに、地域と連携した防犯活動など、子どもたちの安全の確保を図ります。

# 施策の展開

## 子ども・子育て支援制度の全体像

### ①子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
- 認定こども園
  - 幼稚園
  - 保育所

- 地域型保育給付
- 小規模保育
  - 家庭的保育
  - 居宅訪問型保育
  - 事業所内保育

### ②地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 延長保育事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後健全育成事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- 妊婦健康診査



子ども・子育て支援給付のサービスを受けるためには、利用のための認定が必要です。

	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>●専業主婦（夫）</li> <li>●短時間の両親共働き （フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム）</li> <li>●両親共無業</li> </ul>		<p><b>1号認定</b></p> <p>（幼児期の学校教育） 幼稚園、認定こども園</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭</li> <li>●両親共働き （フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム）</li> </ul>	<p><b>3号認定</b></p> <p>（保育の必要性あり） 保育所、認定こども園、 地域型保育事業</p>	<p><b>2号認定</b></p> <p>（保育の必要性あり） 保育所、認定こども園等</p>

# ① 子ども・子育て支援給付（幼稚園や保育所等の見込み・提供体制）

1号認定については、量の見込みを上回る提供体制が確保されており、希望者を全員受け入れることができている。また、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者についてを新たに見込み、認定こども園の2号定員において対応していきます。

2号・3号認定については、平成31年4月時点において、待機児童が発生しており、この解消のため令和2年度から氏家幼稚園の認定こども園への移行、新規認可保育所開設による定員増により対応していきます。また、認定こども園きつれ川幼稚園において、施設の老朽化による増改築を計画しており、これに伴い、令和3年度から2号・3号定員が増となる予定です。

公立保育園においては保育士確保方策、民営化を検討・推進し、児童受入数の増を図ります。

また、今後保育ニーズが一層高まってきた場合には、必要に応じて新規小規模保育事業所の開設など民間事業者の参入を促進し、柔軟に対応していきます。

## ■提供体制・確保方策

(単位：人)	令和元年度実績					令和2年度（1年目）				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み ①	521		700	95	429	441	75	710	109	432
確保方策	特定教育・保育施設	530	719	98	393	430	75	749	113	441
	特定地域型保育事業			14	28				14	28
	上記以外	企業主導型 他市町委託		3	7				3	7
	計 ②	659	719	115	428	550	75	749	130	476
②-①	138		19	20	-1	109	0	39	21	44

(単位：人)	令和3年度（2年目）					令和4年度（3年目）					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み ①	418	71	695	116	427	403	68	684	123	449	
確保方策	特定教育・保育施設	430	71	775	116	449	430	68	778	116	449
	特定地域型保育事業			20	40				20	40	
	上記以外	企業主導型 他市町委託		3	7				3	7	
	計 ②	550	71	775	139	496	550	68	778	139	496
②-①	132	0	80	23	69	147	0	94	16	47	

(単位：人)	令和5年度（4年目）					令和6年度（5年目）					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
量の見込み ①	389	66	680	121	462	367	63	661	119	454	
確保方策	特定教育・保育施設	430	66	780	116	449	430	63	783	116	449
	特定地域型保育事業			20	40				20	40	
	上記以外	企業主導型 他市町委託		3	7				3	7	
	計 ②	550	66	780	139	496	550	63	783	139	496
②-①	161	0	100	18	34	183	0	122	20	42	

※特定教育・保育施設：幼稚園、保育所、認定こども園

特定地域型保育事業：家庭的保育、小規模保育 等

## ②地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業名	内容	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
利用者支援に関する事業	子ども・保護者の身近な場所で、子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行います。	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
時間外保育事業	通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。	429人 14か所	410人 14か所	404人 14か所	396人 14か所	384人 14か所	
子育て短期支援事業	保護者による児童の養育が困難となった場合、児童養護施設などで、原則7日以内の養育・保護を行います。	46人	46人	46人	46人	46人	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターで、子育ての相談や情報提供、交流、遊び場の提供など、子育てを支援します。	1,193人 7か所	1,193人 7か所	1,193人 7か所	1,193人 7か所	1,193人 7か所	
一時預かり事業	保護者による家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的な預かりを行います。	幼稚園 在園時対象	5,998人 2か所	6,058人 2か所	6,119人 2か所	6,180人 2か所	6,242人 2か所
		その他	631人 10か所	603人 10か所	576人 10か所	551人 10か所	526人 10か所
病児・病後児保育事業	急な病気や病気回復期の児童が、保護者による保育ができない場合、病院・保育所等で看護師等が一時的に保育を行います。	465人 6か所	487人 6か所	509人 6か所	532人 6か所	557人 6か所	
放課後健全育成事業	共働き世帯等の小学生を対象に、児童センターや学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与えます。	798人	798人	798人	798人	798人	
ファミリー・サポート・センター事業	子育てに関して「手助けをしてほしい」、「お手伝いをしたい」方が会員となり、お互いが助け合いながら子育て家庭を支援します。	187人	187人	187人	187人	187人	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に乳児訪問相談員が訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、支援の情報提供等を行います。	100%	100%	100%	100%	100%	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会等	養育支援が特に必要とされる家庭に保健師等が訪問し、育児不安の軽減や養育能力を向上させるための支援や相談を行います。	46人	46人	46人	46人	46人	
妊婦健診	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健やかな児の出産を支援するため実施します。	100%	100%	100%	100%	100%	
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	世帯の所得状況に応じて、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき副食材料費や日用品等の購入に必要な費用や、行事参加に必要な費用等を助成する事業です。 市では新制度未移行幼稚園（私学助成）の副食材料費の助成を行います。						
多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	幼稚園や保育所、地域型保育施設等の運営に民間事業者が参入することに関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。 市では今後、民間事業者の参入希望や国の動向を踏まえて、事業実施について検討します。						

※各事業の量の見込みは、H30実施の市民アンケート調査、過去の実績値を基に算出しています。

※計画においては、この他の関連事業についても内容、推進方法を記載しています。